

福岡県公報

平成19年 7 月 20 日
第 2 7 0 4 号

目 次

告 示 (第1370号—第1393号)

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 1
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 2
道路の区域の変更	(道路維持課) 3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 5
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 6
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 6
大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 7
土地改良区の定款の変更の認可	(農地計画課) 7
土地改良区連合の設立の認可申請の適否決定	(農地計画課) 8
道路の区域の変更	(道路維持課) 8
道路の供用の開始	(道路維持課) 8

道路の区域の変更	(道路維持課) 9
道路の供用の開始	(道路維持課) 9
道路の区域の変更	(道路維持課) 9
道路の区域の変更	(道路維持課) 9
道路の供用の開始	(道路維持課) 10

海区漁業調整委員会

ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法の禁止	(漁 政 課) 10
えむしこぎ漁業の操業の禁止	(漁 政 課) 10

告 示

福岡県告示第1370号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年 7 月 20 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年 6 月 26 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人ボランティアちくほう
- (2) 代表者の氏名
大野 隆司
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県飯塚市柏の森字福本946番地 4
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、人間らしい生活を自力で営むことが困難な人びと（貧困者、高齢者、身体障害者、知的障害者、障害児、児童、母子など）や、病気や怪我、災害などで困難になった人びとに対して、社会保障・社会福祉の本旨にのっとり、具体的困

難を解決するために、非営利・協同のボランティア精神を発揮し、生活支援、相談活動等の必要な支援を行い、豊かな社会福祉の街づくり、総合的な公的介護保障の充実など、平和な地域社会の発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1371号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人支援センターいぶき

(2) 代表者の氏名

戸田 裕子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区多々良二丁目6番7号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者やその家族に対して、個別のニーズに応える介護や相談その他必要な支援に関する事業を行い、障害者が自分の住みたい場所で自分らしい生活を営むことができる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1372号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人あんしんまちづくりの会

(2) 代表者の氏名

高山 日出徳

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市八幡西区上上津役5丁目14番18号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、少子、高齢化によって様々な社会問題が生じている状況下で、地域住民に対して、福祉の増進に関する事業、高齢者の健康づくり、生きがいづくり及び社会参加を促進する事業などを実施することにより、地域住民が少子高齢化社会においても安心して暮らしていけるまちづくりを実現し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1373号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人フレンズ

(2) 代表者の氏名

石原 清輝

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市若松区高須西一丁目1番23号

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、障害者や高齢者などの困難を抱えている市民に対して、介護保険法に関する事業や在宅福祉サービスに関する事業を行い、地域社会における福祉の充実に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、障害者や高齢者などの困難を抱えている市民に対して、介護保険法・老人保健法・健康保険法・障害者自立支援法に基づく事業や在宅福祉サービスに関する事業を行い、地域社会における福祉の充実に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
豊前	県道	吉富線 本耶馬溪	前	築上郡上毛町大字上唐原1623番先から同郡同町大字上唐原1665番2先まで	9.6 ~ 11.0	40.0
			後	同上	12.0 ~ 12.5	

福岡県告示第1375号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 南畑ダム貯水する会

(2) 代表者の氏名

山下 輝和

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市城南区樋井川5丁目34番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は不特定かつ多数の個人に対して、地域社会から自然環境に対してかかる負荷を軽減するために、各家庭からできる生活様式の変革に関する事業などを行い、各家庭生活での変革の集積として、よりよい地域社会生活の実現と自然環境の保全のために寄与することを目的とする。

福岡県告示第1376号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人子ども未来ネットワーク春日

(2) 代表者の氏名
山口 恵美

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県春日市昇町3丁目105番地

(4) 定款に記載された目的
この法人は、放課後等における保育が必要とされる小学校児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与える事業を行うとともに、保護者等に対して子育てに関する支援事業などを行い、児童の健やかな育成を図るとともに、健全な地域社会の確立に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1377号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人セキュリオン

(2) 代表者の氏名
中川 健二

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県太宰府市観世音寺1丁目5番27号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、福岡県民に対し、福祉の増進を図る為に、チラシなどによる食の安

全啓発及び健康増進セミナー等を行う。又、環境を守る為にリサイクルゴミなどの分別・削減、環境保全などのエコ推進活動を行う。さらに、地域の安全を確保する為に町内会・婦人会・老人会等とも連携し地域コミュニティーを深め、人的地域セキュリティを構築する事業を行う。これらの事を行なうことにより福岡の明るい未来を築き、地域住民の安心で安全な住みよい社会の実現に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1378号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
NPO法人 とともと福祉会

(2) 代表者の氏名
門倉 くみ子

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市南区長住6丁目10番5-202号

(4) 定款に記載された目的
本法人は障がいがあってもできる仕事をみんなで協力しながら社会参加し、地域の方々との交流を深めながら、楽しく生きがいを見つけて人間らしく生活できるように支援する事業を行い、地域福祉の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1379号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非

営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人環アジア太平洋青年会議

(2) 代表者の氏名

田代 雅仁

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区薬院一丁目15番1号薬院ハウス701

(4) 定款に記載された目的

この法人は、環アジア太平洋地域に住むあらゆる人々に対して、国際協力、情報化社会の発展、学術、文化、芸術又はスポーツの振興、人権擁護又は平和の推進、職業情報の提供に関する事業を行い、該当地域の人々の交流と平和、安全と豊かな生活の実現及び子供の健全育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1380号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ウェルフェアみくに野

(2) 代表者の氏名

西本 恭子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県小郡市津古488番地12

(4) 定款に記載された目的

この法人は、小郡市を中心とする地域の高齢者をはじめ広く子供、障害者、地域住民に対して、住み慣れた場所で、馴染みの人々と共に暮らすことを継続するために有効な事業を行うことで、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1381号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 スペース de GUN²

(2) 代表者の氏名

百田 英子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡志免町志免3丁目1番22号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、学校や家庭、地域の中に居場所を見出せない子どもや若者、その保護者とともに、ひとりひとりが安心して過ごせる居場所を作ることで、子どもの多様な学びや育ち、生き方を支援する事業を行い、子どもたちの自己肯定感を取り戻

す人間関係を育む環境の創造に寄与することを目的とする。ただし、われわれ法人が示す「子ども」とは18歳以下の児童生徒及び若者をいう。

福岡県告示第1382号

福岡市内野西土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
眞名子 敏彦	福岡市早良区大字西1358番地
而 嶋 善基	" 大字西1355番地
津 田 文基	" 大字西1622番地2
津 田 正人	" 大字西1633番地
國 友 源喜	" 大字西350番地2
井 上 善晴	" 内野8丁目11番10号
平 川 純一	" 大字西2070番地
鳥 飼 茂之	" 大字石釜781番地7
平 川 惣次郎	" 大字西233番地

2 退任監事

氏 名	住 所
而 嶋 巖	福岡市早良区大字西1360番地
津 上 満	" 大字西1636番地

3 就任理事

氏 名	住 所
眞名子 敏彦	福岡市早良区大字西1358番地

而 嶋 善基	"	大字西1355番地
津 田 文基	"	大字西1622番地2
津 田 正人	"	大字西1633番地
國 友 源喜	"	大字西350番地2
井 上 善晴	"	内野8丁目11番10号
平 川 純一	"	大字西2070番地
鳥 飼 茂之	"	大字石釜781番地7
平 川 惣次郎	"	大字西233番地

4 就任監事

氏 名	住 所
而 嶋 巖	福岡市早良区大字西1360番地
津 上 満	" 大字西1636番地

福岡県告示第1383号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年7月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ミスターマックス粕屋店・サニー粕屋店
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2714号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
(株)ミスターマックス 代表取締役 平野 能章 福岡市東区1-5-7 (株)サニー 代表取締役 木内 政雄 福岡市中央区平尾2-20-35 (有)新栄商会 代表 高木 郁男 福岡市中央区清川1-12-15 長静庵 福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原370-3 (株)三角酒店 代表取締役 三角 常太郎 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2639 小原正二 福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原271-31 (株)芳香園 代表取締役 園田 実矩 宮崎県宮崎市源藤葉山263-4 (株)ワッツ 代表取締役社長 近石 弘 大阪府大阪市東区中鴻池町2-1-64 カギプロセキュリティ(株) 代表取締役 松井 力 福岡市博多区祇園町6-43	(株)ミスターマックス 代表取締役 平野 能章 福岡市東区1-5-7 (株)サニー 代表取締役 中村 一夫 福岡市中央区平尾2-20-35 (有)新栄商会 代表 高木 郁男 福岡市中央区清川1-12-15 長静庵 福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原370-3 (株)三角酒店 代表取締役 三角常太郎 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2639 小原正二 福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原271-31 (有)鍵右衛門 代表取締役 相澤 真吾 福岡市東区下原5-73-99

福岡県告示第1384号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年7月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成19年7月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 西友志免店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町志免中央三丁目4番1号

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の 名 称	変 更 前		変 更 後
	開店時刻	閉店時刻	
株式会社西友	午前9時	午後11時	24時間

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前8時30分から午後11時30分まで	24時間（一部午前6時から午後11時まで）

福岡県告示第1385号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成19年7月20日

福岡県知事 麻 生 渡

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
宮ノ陣土地改良区	平成19年7月10日

福岡県告示第1386号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区連合の設立の認可申請を平成19年7月10日付けで適当であると決定したので、同法第84条の規定において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区連合名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
筑後川下流土地改良区連合	土地改良事業計画書の写し・定款の写し	平成19年7月20日から平成19年8月17日まで	大牟田市役所
			久留米市役所
			柳川市役所
			八女市役所
			筑後市役所
			大川市役所
			みやま市役所
			大木町役場

福岡県告示第1387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

福岡県道	筑紫野古賀線	前	糟屋郡須恵町大字植木1117番1先から 糟屋郡粕屋町大字大隈108番7先まで	5.6 ～ 50.5	1,985.0
		前	同上	20.6 ～ 52.6	1,985.0
		後	同上	5.6 ～ 50.5	1,985.0
		後	同上	20.6 ～ 52.6	1,985.0
福岡県道	筑紫野古賀線	前	糟屋郡須恵町大字植木185番19先から 同郡同町大字植木190番1先まで	15.9 ～ 16.0	24.8
		後	同上	27.3 ～ 32.8	24.8

福岡県告示第1388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年7月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	筑紫野古賀線	糟屋郡粕屋町大字大隈185番1先から 同郡同町大字大隈178番1先まで

福岡	筑紫野古賀線	糟屋郡須恵町大字植木185番19先から 同郡同町大字植木190番1先まで
----	--------	---

福岡県告示第1389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県 道	浮 羽 石 川 内 線	前	八女郡星野村11617番5先から 同郡同村11459番先まで	8.4 ~ 30.0	256.7
			後	八女郡星野村11617番5先から 同郡同村11462番1先まで	8.4 ~ 30.0	

福岡県告示第1390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年7月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	浮 羽 石 川 内 線	八女郡星野村11460番1先から 同郡同村11462番1先まで

福岡県告示第1391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
八 女	県 道	唐 尾 広 川 線	前	八女市龍ヶ原263番1先から 八女郡広川町大字太田1018番1先まで	4.9 ~ 20.0	1,367.0	
			後	同上	4.9 ~ 20.0		
			後	同上	8.0 ~ 25.6	1,562.0	うち県道佐賀八女線重用延長205.0メートル

福岡県告示第1392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月20日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	田 主 丸 黒 木 線	前	久留米市田主丸町益生田823番2先から 同市田主丸町益生田637番2先まで	9.4 ~ 9.5	20.4
			後	同上	9.5 ~ 19.5	20.4
久留米	県 道	浮 羽 草 野 線 久 留 米	前	久留米市田主丸町益生田804番1先から 同市田主丸町益生田805番1先まで	8.8 ~ 9.5	26.8
			後	同上	10.4 ~ 11.6	26.8

福岡県告示第1393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年7月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月20日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	久留米 浮 羽 線	久留米市田主丸町長栖1998番1先から 同市田主丸町長栖663番2先まで

海区漁業調整委員会

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第51号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、ポンプを使用して生

ずる水流を利用する漁法の禁止について、次のとおり指示する。

ただし、当委員会の承認を得た場合、又は公的試験研究機関が試験研究のため当該漁法により採捕する場合は、この限りでない。

平成19年7月20日

福岡県豊前海区漁業調整委員会
会 長 中 川 紀 雄

1 指示する内容

(1) 禁止する漁法

ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法

(2) 禁止する区域

福岡県豊前海区海面

2 指示期間

平成19年8月15日から平成22年8月14日まで

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第52号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、福岡県豊前海区におけるえむしこぎ漁業について下記以外の操業を禁止する。

平成19年7月20日

福岡県豊前海区漁業調整委員会
会 長 中 川 紀 雄

1 操業海域

下関南東水道旧第1号灯浮標（世界測地系 北緯33度57.0分、東経131度2.7分）を通る真北の線以東の海域で、同水道旧第1号と第3号灯浮標を結ぶ線の南側500メートルの平行線以北の福岡県管轄海域。ただし、福岡県管轄海域線の内側1,000メートルの海域を除く。

2 操業期間

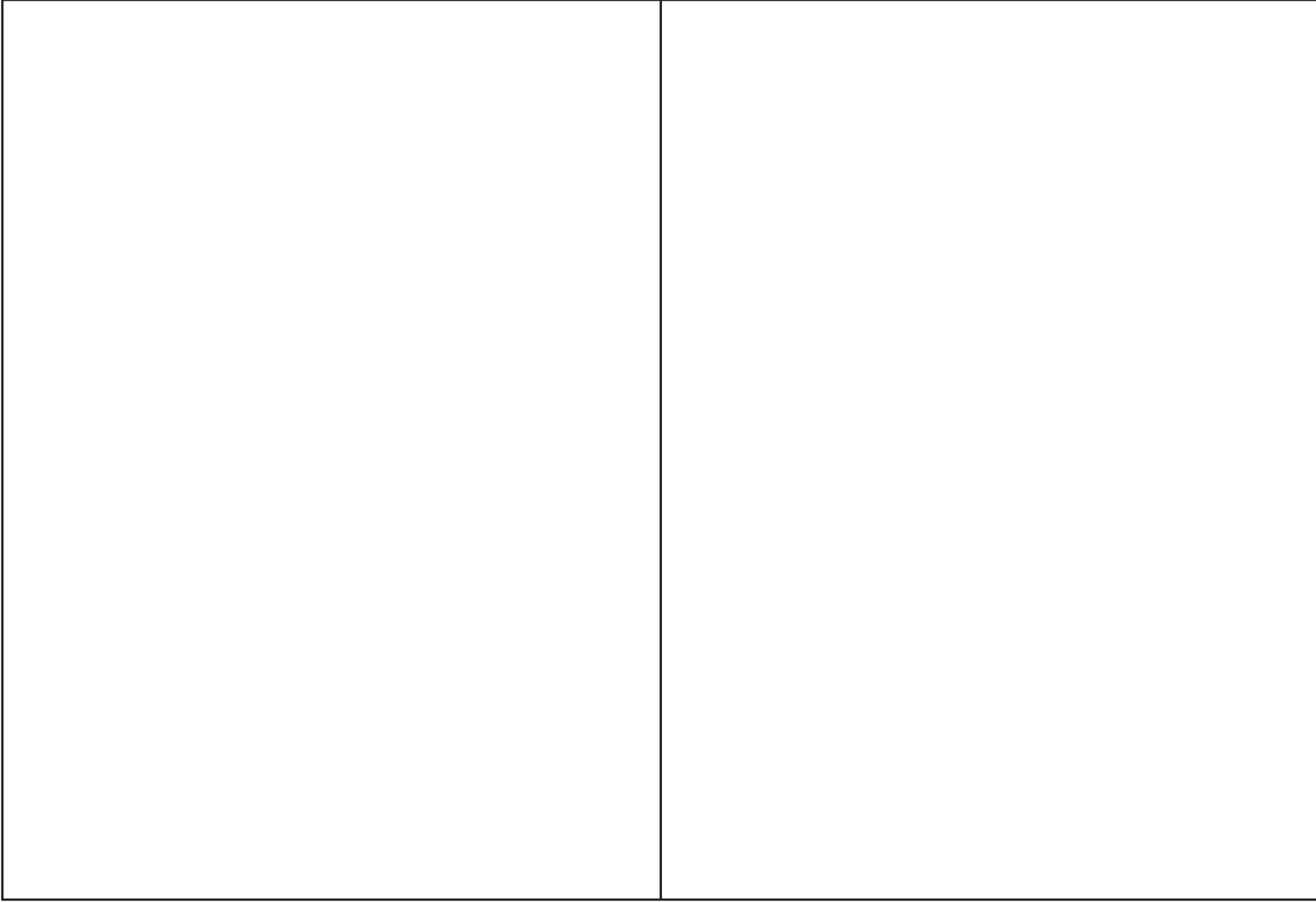
7月1日から翌年の3月19日まで

3 操業時間

日の出から日没まで

4 指示期間

平成19年8月15日から平成22年8月14日まで



定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
 〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙等100%再生紙を使用しています